

様式第2号（第4条関係）

勸 告 書

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

熊本県知事 印

熊本県食の安全安心推進条例第19条第1項の規定により、下記のとおり勧告します。

なお、勧告に従わない場合には、同条第2項の規定により、その旨及びその勧告の内容を公表することがあります。

記

- 1 勧告に係る農林水産物
- 2 条例第19条第1項に規定する場合に該当する事実
- 3 勧告する措置の内容
- 4 措置期限

様式第3号（第6条関係）

意 見 書

熊本県知事 様

住 所
氏 名 印

（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

熊本県食の安全安心推進条例施行規則第6条第1項の規定により、意見書を提供します。

記

- 1 趣旨
- 2 理由
- 3 添付書類

様式第4号（第6条関係）

意見陳述機会付与通知書

第 号
年 月 日住 所
氏 名 様

(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)

熊本県知事 印

あなたは、熊本県食の安全安心推進条例第19条第1項の規定による勧告に従わなかったので、同条第2項の規定によりその旨及びその勧告の内容を下記のとおり公表することとしました。

ついては、同条第3項の規定によりあらかじめ意見を述べ、証拠を提示することができますので、意見がある場合は、下記により意見書を提供（出頭）してください。

記

- 1 公表しようとする内容
- 2 公表の根拠となる条例の条項
- 3 意見書の提出先及び提出期限（口頭により意見を述べ、証拠を提示する機会を与える場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

熊本県改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。
平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第32号

熊本県改良普及員資格試験条例施行規則を廃止する規則

熊本県改良普及員資格試験条例施行規則（昭和28年熊本県規則第46号）は、廃止する。
附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 合格証書の再交付については、廃止前の熊本県改良普及員資格試験条例施行規則第6条の規定は、なおその効力を有する。

熊本県主要農作物指定種子生産ほ場等審査規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第33号

熊本県主要農作物指定種子生産ほ場等審査規則の一部を改正する規則

熊本県主要農作物指定種子生産ほ場等審査規則（昭和28年熊本県規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名中「ほ場」を「ほ場」に改める。

第1条中「ほ場」を「ほ場」に改める。

第2条第2項第1号中「専門技術員及び改良普及員」を「普及指導員」に改める。

第4条第1項中「ほ場」を「ほ場」に、「り病」を「り病」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県規則第34号

熊本県会計規則の一部を改正する規則

熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「総室及び室」を「総室、室及びセンター」に改める。

第39条各号列記以外の部分中「第13号」を「第12号」に改め、「まで」の次に「及び第16号」を加え、同条中第18号を第19号とし、第17号の次に次の1号を加える。

(18) 次に掲げるリサイクル料金

ア 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第11条及び第19条に規定する料金

イ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第73条第1項から第3項までに規定する金銭並びに同条第4項に規定する情報管理料金及び同条第6項に規定する料金

別表第1の1の項中「労働相談情報センター」を削り、「熊本港管理事務所」を「熊本港管理事務所」に改める。

別表第4知事部局の項中「総合政策局」を「政策調整課及び秘書課」に、「、地域振興部」を「及び地域振興部の各課」に、「健康福祉部」を「健康福祉政策課、高齢者支援総室及び健康危機管理課」に、「環境生活部」を「環境生活部（食の安全・消費生活課、交通安全・青少年課及び人権センターを除く。）」に改める。

別表第5中	地域振興局その他の総務課を置く地方支出機関	を	地域振興局	総務振興課長
			総務課を置く地方支出機関	総務課長

に、同表健康センターの項及び労働相談情報センターの項を削り、

漁業取締事務所	副所長	を	漁業取締事務所	副所長	に改める。
			熊本駅周辺整備事務所	用地調整課長	

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県規則第35号

熊本県物品取扱規則の一部を改正する規則

熊本県物品取扱規則（昭和39年熊本県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第6条中「重要備品」を「1,000万円以上の重要備品」に、「その他」を「その他の」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第28号

本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月31日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

熊本県職員住宅管理規程（昭和41年熊本県訓令第13号）の一部を次のように改正する。

別表位置の欄中「下益城郡松橋町大字松橋字築切」を「宇城市松橋町松橋字築切」に、「下益城郡松橋町大字松橋」を「宇城市松橋町松橋」に、「山鹿市大字方保田字日出」を「山鹿市方保田字日出」に、「阿蘇郡一の宮町宮地字福寄」を「阿蘇市一の宮町宮地字福寄」に、「上益城郡矢部町大字上寺字駄鶴」を「上益城郡山都町上寺字駄鶴」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年3月31日から施行する。

熊本県訓令第29号

本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県職員単身寮管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子
熊本県職員単身寮管理規程の一部を改正する訓令
熊本県職員単身寮管理規程（昭和46年熊本県訓令第55号）の一部を次のように改正する。
別表位置の欄中「阿蘇郡一の宮町大字宮地字井尻」を「阿蘇市一の宮町宮地字井尻」に改める。
附 則
この訓令は、平成17年3月31日から施行する。

熊本県訓令第30号

本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県農業（生活）改良普及員服務心得を廃止する訓令を次のように定める。
平成17年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子
熊本県農業（生活）改良普及員服務心得を廃止する訓令
熊本県農業（生活）改良普及員服務心得（昭和26年熊本県訓令第1339号）は、廃止する。
附 則
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。